



島根県報

平成16年12月10日 (金)
号外 第 126 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

監査公表

定期監査の結果の公表

監 査 委 員 公 表

島根県監査委員公表第 8 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 4 項の規定により実施した監査の結果に関する報告を同条第 9 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成16年12月10日

島根県監査委員	島 田 三 郎
同	中 村 芳 信
同	生 田 洋 一

平成15年度会計に係る定期監査の結果に関する報告

一般会計及び特別会計

第1 監査の概要

1 監査の対象事務

平成15年度の一般会計及び特別会計に係る定期監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき財務に関する事務の執行が公正かつ効率的に行われているか否か、経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的であるか否かについて実施した。

2 監査の実施方法

監査対象機関から選定した機関の監査は実地監査とし、職員の調査結果及び監査資料等により事務処理の実態を調査し、機関の長から説明を受けた。

3 監査実施機関

本庁等については全機関とし、地方機関については事業規模及び職員体制等を考慮して決定した。

区 分	監 査 対 象 機 関 数	監 査 実 施 機 関 数
本 庁 等	79	79
地 方 機 関	166	80
計	245	159

4 監査実施期日

本 庁 等 平成16年7月13日から10月14日まで

地方機関 平成16年5月26日から7月29日まで

第2 監査結果の総括

1 監査結果の概要

監査の結果、是正・改善を要する事項は、次表のとおり574件であった。

指摘事項の内容等については第2の2に、また、指示・注意事項の主なもの内容等については第2の3に記載のとおりである。

是正・改善を要する事項のうち、指摘事項に係る部局別内訳は、第3「部局別の監査結果」のとおりである。

(単位：件)

区 分	予算関係	収入関係	支出関係	契約関係	工事関係	財産関係	その 他	合 計
指 摘	0	6	4	9	0	2	1	22
指 示	0	145	143	203	0	21	0	512
注 意	0	0	0	1	0	39	0	40
合 計	0	151	147	213	0	62	1	574

なお、上記事項のほか、「運営の合理化に関する事項」5項目について該当機関あてに通知した。

また、重点監査項目として「犯罪捜査協力報償費」及び「物品の処分等」について監査を行った結果及びそれに係る「組織及び運営の合理化に資するための意見」は第2の4(1)及び(2)に記載のとおりである。

是正・改善を要する事項については、関係法令等を遵守し、適切な執行に努められたい。

また、「運営の合理化に関する事項」の該当機関にあっては、これの措置について検討されたい。

2 指摘事項

(1) 収入事務

行政財産目的外使用許可に係る使用料又は経費負担金について、収入されていないものが2件、収入すべき金額を誤ったものが2件あった。

専門員の資格試験の受験料を、手数料条例で規定せずに単独の実施要領を制定して徴収していたものが1件あった。

債権管理簿に記載すべき債権があるにもかかわらず、債権管理簿が作成されていなかったものが1件あった。

(2) 支出事務

研修会講師の旅費について、食料費で昼食を支出したにもかかわらず、旅費の日当調整がされていなかったものが1件あった。

県人会等への職員参加旅費について、夕食代を含む負担金が支出されたにもかかわらず、宿泊費調整が行われていなかったものが2件あった。

県単独補助金について、補助金交付要綱が作成されていなかったものが1件あった。

(3) 契約事務

業務委託契約について、入札参加資格を定めずに指名競争入札を行っていたものが1件あった。

業務委託契約等について、予定価格が設定されていないものが3件あった。

建設工事について、建設業法の規定により契約書の省略ができないにもかかわらず、契約書を省略し請書を徴していたものが2件あった。

随意契約における予定価格の設定について、積算根拠資料が作成されていないものが1件あった。

施設の借受契約で、解約手続きが遅延したために違約金が発生したものが1件あった。

業務委託契約について、完了検査が行われていないものが1件あった。

(4) 財産管理事務

1) 公有財産管理事務

国の地方機関に対する行政財産の使用許可に際して、地方財政法第24条及び地方財政再建特別措置法第24条第2項の規定による手続なしに使用料の免除をしていたものが1件あった。

2) 物品管理事務

会計規則に定める借用物品の物品整理票が備えられていないものが1件あった。

(5) その他

委託契約の決定について、事務決裁規則に違反したものが1件あった。

3 指示・注意事項の主なもの

(1) 収入事務

収入を調定する時期が遅延したものが多数あった。

大半の部局で納入期限を過ぎて収入されていた。

(2) 支出事務

執行伺

ア 契約等の執行伺に執行予定額、予定数量の算定根拠など必要事項が記載されていなかったり、不明確なものがあった。

イ 年度途中で支出額が当初の執行伺額を上回ることが確実であるにもかかわらず伺額が変更されていないものがあった。

ウ 会食を伴う懇談会費の執行に当たって、執行基準範囲を超えて実施されたものがあった。

支出負担行為

契約等の支出負担行為をしたとき、速やかに支出負担行為票を起票し、出納機関の確認を受けなければならないが、大きく遅延したものが多数あった。

補助金

補助金交付要綱で、概算払について定められないままに概算払されたり、実績報告書が提出されているにもかかわらず、額の確定通知がされていないものがあった。

証拠書類等

日々雇用賃金の支払に当たって、出勤を証明する書類（就労証明書）が添付されていないものがあった。

(3) 契約事務

入札手続

競争入札の執行に際して、入札を代理執行させる場合の手続がされていないものがあった。

随意契約の理由

業務委託、備品購入、印刷等で地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約としたものについて、業者の選定理由が不明確なものが多数あった。

予定価格の設定

業務委託、備品購入、複写機利用契約等の予定価格の設定について、積算の根拠が不明確なものが多数あった。

機種選定手続

備品購入、機器借り上げ、複写機利用等について、機種選定理由が不明確なものが多数あった。

契約書

ア 業務委託契約書、土地建物賃貸借契約書等について、標準契約書に定められている基本的な条項（損害賠償、契約の解除等）が欠落していたものや、必要な仕様書が添付されていないものがあった。

イ 契約内容と委託業務の実態があわないものがあった。

履行検査

業務委託契約等について、検査員の指定手続がされていないものが多数あった。

(4) 財産管理事務

1) 公有財産管理事務

公有財産台帳等

行政財産の目的外使用許可台帳及び普通財産の貸付台帳について、台帳が作成されていなかったり、整理が行われていないものがあった。

行政財産の使用許可手続

行政財産の目的外使用許可の手続が適当でないものがあった。

2) 物品管理事務

物品引継書

異動に伴う物品引継書が作成されていないものがあった。

物品整理票

異動に伴う使用責任者の記名、押印のないものが多数あった。

物品証票

物品証票の貼り付けをしていないものがあった。

4 重点監査事項

(1) 犯罪捜査協力報償費

1) 監査の目的

犯罪捜査協力報償費（以下「捜査報償費」という。）については、捜査員の活動に必要な諸経費、協力者又は情報提供者（以下「協力者等」という。）に係る経費その他犯罪捜査等の活動のための経費であるが、複数の他道府県で不適切な執行があったことから、警察本部関係各課及び全警察署を対象として、その執行が適正か否かについて監査を実施した。

2) 監査の方法

監査は実地監査とし、職員の調査結果、監査資料等による事務処理の実態や関係諸帳簿及び証拠書類を調査するとともに機関の長その他関係職員から説明を受けた。

なお、協力者等への謝礼が事実かどうかの確認については、協力者等に対する調査が必要となるが、これを行うことにより、今後の捜査に協力が得られなくなるばかりか本人に危害が及ぶ恐れがあることなどから、今回の監査では実施しなかった。

3) 監査の結果

監査実施機関に係る捜査報償費の執行については、不適切な執行は認められなかった。また、監査の途上において気づいた組織及び運営の合理化に資する意見は4)のとおりであり、今後の運営に当たり留意をお願いするとともに改善措置について検討されたい。

なお、執行状況については、下表のとおりであった。

捜査報償費の執行状況

(単位：千円)

機関区分等 (機関数)	使 途 内 訳					合 計
	捜査本部経費	協力者等謝礼	接 触 費	激励慰労費	そ の 他	
警察本部(7)	0	2,337	510	90	296	3,233
警 察 署(17)	0	7,874	2,049	96	841	10,860
計	0	10,211	2,559	186	1,137	14,093

4) 運営の合理化に資する意見

捜査報償費の資金前渡の方法の見直しについて

【現状】

捜査報償費については、警察本部各課長及び各署長(補佐する者を含む。以下「署長等」という。)が毎月、翌月の所要額を警察本部長に申請し、警察本部長はこれを調整した上で、月初めに資金前渡された資金を現金又は現金書留により署長等に交付しており、捜査員は、署長等から交付された現金を執行し、領収書を添付して毎月末に精算する仕組みとなっている。

こうした仕組みのため、資金前渡金の精算について、その現金を実際に執行している各課及び各署では、月末に不用額を生ずることが予測されるにもかかわらず(実際に毎月生じている。)、警察本部では、月初めに会計課の担当職員が資金前渡を受けたその日に警察本部長の領収書をもって当月分の県警全体額について常に過不足なしとして精算していた。

【問題点】

ア 会計規則上、資金前渡金の精算は、正当な債権者に対する支払いの事実に基づき行われる必要があるが、警察本部長の領収書により形式的に行われていた。

イ 資金が、警察本部長から署長等に現金又は現金書留で交付されていることは、公金管理上適切とはいえない。

【運営の合理化に資する意見】

署長等に対する資金交付の方法について、予算の配当替え及び令達の方法に改め、各課及び各署において、債権者への支払いに基づいて、毎月精算の上、精算票をそれぞれの出納機関に送付するように見直されたい。

なお、予算の配当替え及び令達に当たっては、捜査の状況に応じて柔軟に対応できるよう、調整財源として予算の一部を保留の上、一括又は四半期ごとに行うなど効率化を図られたい。

協力者等に対する謝礼のあり方について

【現状及び問題点】

協力者等への謝礼は、現金、品物の提供又は会食等により行われていた。

ア 品物の提供については、謝礼の大部分を占めており、捜査員が、月始めに交付された現金で必要の都度購入し提供していた。

これらの精算については、レシート又は領収書が添付されていたが、中には、協力者等に対する土産物分と個人の買物分を併せて購入し、同一のレシートに後から区分けを記載した公私混同とも思われるものや、

領収書に商品名、購入数量の記載がないもの、宛先が「上様」となっているものが多数あった。

イ 会食については、協力者等分は公費負担とされていたが、署によって、捜査員分を公費負担とするもの、個人負担とするものがあり統一されておらず、また、その上限額についても取扱が異なっていた。

ウ 現金については、かなり多額なものから少額なものまで幅広く提供されていたが、この額は、その都度署長等の判断により決定されていた。

エ これらの執行については、署長等と捜査員の間のみで行われており、出納機関のチェックはなされていなかった。

【運営の合理化に資する意見】

ア 品物の代金については、原則として、購入先からの請求により出納機関を通して支払われたい。

なお、例外的に捜査員が現金で購入する場合は、適正な領収書を徴することを厳守されたい。

イ 会食に係る経費については、捜査員分も公費負担とし、執行の上限額の基準を定められたい。

ウ 現金については、各課及び各署で統一的な対応ができるように交付可能な事態やその交付額の基準を検討されたい。

激励慰労費について

【現状及び問題点】

激励慰労費は、長期にわたる重要事件及び困難な重要事件の捜査等に従事した捜査員等を慰労するためのものであり、警察本部及び松江署で執行されていた。

【運営の合理化に資する意見】

激励慰労費の県費での支出はやめられたい。

夜間捜査等における補食、私物の携帯電話使用のあり方について

【現状及び問題点】

ア 補食の経費については、午後10時から午前5時までの間を目安として、パン、麺類、栄養剤等の購入にあてられていた。

イ 携帯電話については、捜査員が捜査等で私物の携帯電話を使用した場合の代金について、署によって県費負担とするもの、個人負担とするものがあり統一されていなかった。

【運営の合理化に資する意見】

ア 補食については、県費での支給はやめられたい。

イ 私物の携帯電話を捜査上等で使用することについては、緊急やむを得ないと認められる場合に限り県費負担とされたい。

内部牽制機能の強化について

【現状及び問題点】

捜査報償費については、捜査関係者のみで執行されていることに加え、証拠書の作成に当たっても、協力者等の氏名はペンネームとするなど極めて秘密主義的に取り扱われている。

平成16年度からは、ペンネームの使用は見直され、協力者等の生命、身体等に危害が及ぶ場合以外は基本的に実名を記することに改められた。

【運営の合理化に資する意見】

捜査報償費の執行については、逐次改善されてきているが、依然として、一部の関係者のみしか関与できないものとなっている。こうした扱いが、将来他道府県で見られた不適切な執行の要因ともなりかねないので、今後は出納機関による厳正な審査や警察内部の会計事務の指導の徹底等、牽制機能の強化を図られたい。

(2) 物品の処分等

1) 監査の目的

平成15年度に県の全機関（企業局、中央病院、湖陵病院を除く）が行った会計規則第86条第1号に定める備品（以下「備品」という。）の管理換、売却、譲与、廃棄（以下「処分等」という。）が適正か否かについて監査

を実施した。

2) 監査の方法

平成15年度会計定期監査対象機関については実地監査、その他の機関については書面監査により実施した。

3) 監査の結果

監査の結果、処分等は概ね適正に行われていた。

また、監査の途上において気づいた組織及び運営の合理化に資する意見は4)のとおりであり、今後の運営に当たり留意をお願いするとともに改善措置について検討されたい。

なお、平成15年度に備品の処分等を行った機関数、処分等の方法、品目、点数は表 1のとおりである。

4) 運営の合理化に資する意見

ア 管理換について

平成15年度に行われた管理換は、表 2のとおりであったが、管理換相手先が他部局の比率は49.3%であり、平成11年度定期監査時に比べ17.0ポイント増加していた。

しかし、全庁LANに、平成12年度末から県の組織全体で備品の一層の有効活用を図るために備品に関する最新情報が掲載できるシステムが導入されたが、このシステムを利用した管理換は管理換総数の314点の13.8%に留まっていた。

機関によっては、管理換に際してこのシステムを未だ全く利用していないところもあることから、一層制度を周知、徹底し備品の有効活用を図られたい。

なお、県で再利用しない備品については、市町村等においても活用できるよう、その方策を検討されたい。

イ 売却・譲与・廃棄について

管理換を除く処分の合計点数は1,417点であった。このうち、売却・譲与を行ったものは合計61点の4.3%に留まっており、残りは活用策を検討しないまま廃棄されていた。

各機関において不用と判断した場合も安易に廃棄を行わず、管理換、売却、譲与による活用を必ず検討し、その検討経過を「不用品決定・処分調書」に記載するとともに、出納機関においては厳正な審査を行われたい。

特に自動車については安易に廃棄せず、売却等の処分を行うよう努められたい。

また、パソコンについては、情報政策課が示している更新基準(6年)以前に廃棄されたものが95点、22.6%(表 3)もあるので、周知、徹底を図るとともに、物品管理者においては的確な管理に努められたい。

ウ 物品管理事務の軽減・効率化について

平成12年度会計監査において、物品管理事務について管理の適正化及び事務処理の合理化を図る観点から、電算処理の導入を意見として述べたところであるが、その後の財政事情により、開発に要する費用負担が困難であるとして実施されていない。

このため、当面は物品管理事務の軽減・効率化を図る観点から、現在、備品ごとに個別票を作成している物品整理票は、重要物品を除いてパソコンによるデータ処理管理に移行することを検討されたい。

表 - 1 備品処分等総括表 (1)

品目 処分方法	パソコン			電化製品			自動車 (2)			ワープロ			その他			合 計	
	処分実施 機 関 数	処分点数 うち 重要物品															
管理換 (3 4)	40	264	0	2	3	0	11	12	3	1	1	0	34	59	40	341	
売 却							15 (31)	41	2				3	4	18	45	
譲 与	2	7	0										4	9	6	16	
廃 棄	74	420	3	27	77	0	20 (3)	29	4	34	149	0	152	681	156	1,356	
合 計	116	691	3	29	80	0	46 (34)	82	9	35	150	0	193	753	-	1,758	

- (1) 取得価格10万円以上の備品を集計した。借用備品は除いた。
- (2) () は原動機付自転車以内数。
- (3) 管理換のうち本庁各課があらかじめ出先機関での使用を前提に取得し、同年度に管理換えを行ったものは集計から除外した。
- (4) 管理換のうち機構改革による組織の統廃合、係等の再編成に起因する物品の移動は集計から除いた。

管理換：県機関相互で物品の所屬を移すこと
 売 却：県機関以外に物品を有償で譲ること
 譲 与：県機関以外に物品を無償で譲ること
 廃 棄：物品を不要とし処分すること

表 - 2 管理換 (実施点数・管理換先・LAN利用状況)

機 関 別	実施機関数 (実数)	管理換点数 (A)	管 理 換 先				LAN利用率 (F) = (C) + (E) / (A)
			同 一 部 局 (点 数) (B)		部 局 外 (点 数) (D)		
			割 合 (B) / (A)	LAN利用率 (C)	割 合 (D) / (A)	LAN利用率 (E)	
本 庁	(39)	(362)	(237)	(65.5)	(125)	(34.5)	
	37	241	108	44.8	133	55.2	19
地 方 機 関	(15)	(37)	(33)	(89.2)	(4)	(10.8)	
	30	100	65	65.0	35	35.0	11
	(54)	(399)	(270)	(67.7)	(129)	(32.3)	
合 計	67	341	173	50.7	168	49.3	30
							13.8

注 . () は11年度定期監査集計数。

表 - 3 備品廃棄表

品目	機関数 ()	処分年数・率												うち6年未満		
		0～4年 (A)		5～9年 (B)		10年～ (C)		不明 (D)		合計 (E)		機関数	点数	率		
		点数	率	点数	率	点数	率	点数	率	点数	率					
パソコン	本庁	26	13.6	152	79.6	6	3.1	8	4.2	191	20	45	23.6			
	地方機関	20	8.7	130	56.8	11	4.8	67	29.3	229	26	50	21.8			
	小計	46	11.0	282	67.1	17	4.0	75	17.9	420	46	95	22.6			
電化製品	本庁	0	0	1	12.5	6	75.0	1	12.5	8						
	地方機関	2	2.9	11	15.9	53	76.8	3	4.3	69						
	小計	2	2.6	12	15.6	59	76.6	4	5.2	77						
自動車	本庁	0	0	1	50.0	1	50.0	0	0	2						
	地方機関	1	3.7	5	18.5	21	77.8	0	0	27						
	小計	1	3.4	6	20.7	22	75.9	0	0	29						
ワープロ	本庁	0	0	12	35.3	3	8.8	19	55.9	34						
	地方機関	1	0.9	60	52.2	20	17.4	34	29.6	115						
	小計	1	0.7	72	48.3	23	15.4	53	35.6	149						
その他	本庁	149	46.3	108	33.5	60	18.6	5	1.6	322						
	地方機関	19	5.3	84	23.4	237	66.0	22	6.1	359						
	小計	168	24.7	192	28.2	297	43.6	27	4.0	681						
合計	本庁	175	31.4	274	49.2	76	13.6	33	5.9	557						
	地方機関	43	5.4	290	36.3	342	42.8	126	15.8	799						
	小計	218	16.1	564	41.6	418	30.8	159	11.7	1,356						

機関数は1機関で複数品目の廃棄を行っているため、表-1とは一致しない。

第3 部局別の監査結果

1 指摘事項

(1) 政策企画局

指摘する事項はなかった。

(2) 総務部

指摘する事項はなかった。

(3) 地域振興部

契約方法が適当でないもの

執行予定額が50万円以上である複写機利用契約について、予定価格が設定されていなかった。(益田総務事務所)

履行の検査が適当でないもの

県立高度情報化センター事業運営委託業務について、完了検査が行われていなかった。(情報政策課)

(4) 環境生活部

指摘する事項はなかった。

(5) 健康福祉部

収入の調定事務が適当でないもの

石見高等看護学院宿舍棟の目的外使用許可に係る使用料の算定が誤っていた。(医療対策課)

収入の諸帳簿の整備が適当でないもの

債権管理簿に記載すべき債権があるにもかかわらず、債権管理簿が作成されていなかった。(医療対策課)

支払事務が適当でないもの

研修会の講師に食料費で昼食が提供されていたが、講師に対する旅費の日当調整が行われず、支払額を誤っていた。(川本健康福祉センター)

契約方法が適当でないもの

研修事業委託等について、会計規則第66条の2の規定により予定価格調書が省略できないにもかかわらず、予定価格調書が作成されていなかった。(高齢者福祉課)

契約事務が適当でないもの

総合相談生活支援センターの防音工事について、建設業法第19条により契約書の省略ができないにもかかわらず、契約書を省略し請書を徴していた。(障害者福祉課)

(6) 農林水産部

収入の調定事務が適当でないもの

島根県水産業改良普及員資格試験の受験料については明らかに手数料であるにもかかわらず、手数料条例で規定せずに「島根県水産業改良普及員資格試験実施要領」を制定して徴収していた。(水産課)

(7) 商工労働部

支払事務が適当でないもの

夕食代が県費で支出された会議等に係る負担金支出について、旅費との調整が行われず、支出額を誤っていた。(産業振興課)(企業立地課)

契約事務が適当でないもの

ア 宍道湖ふれあいパーク遊歩道修繕工事について、建設業法第19条により契約書の省略ができないにもかかわらず、契約書を省略し請書を徴していた。(観光振興課)

イ 榑鉄道会館の賃貸借契約で、解約手続が遅延したために違約金が発生した。(しまねブランド推進室)

(8) 土木部

指摘する事項はなかった。

(9) 出納局

指摘する事項はなかった。

(10) 企業局

指摘する事項はなかった。

(11) 議会事務局

指摘する事項はなかった。

(12) 教育委員会

収入の調定事務が適当でないもの

ア 施設の使用料(宿泊)収入について、調定額の誤りがあった。(青少年の家)

イ 行政財産目的外使用許可(雨天練習場、弓道場部室)に伴う経費負担(電気料、水道料)が収入されていなかった。(出雲工業高校)

ウ 行政財産目的外使用許可(公衆電話機の設置)に伴う経費負担(電気料等)が収入されていなかった。(松江緑が丘養護学校)

補助金等交付事務が適当でないもの

県単独補助金について、補助金交付要綱が作成されていなかった。(高校教育課)

契約方法が適当でないもの

ア スクールバス運転業務委託契約で、入札参加資格を定めずに指名競争入札を行っていた。(松江ろう学校)

イ 学校給食の業務委託契約(単価契約)について、予定価格が設定されていなかった。(松江工業高校)

ウ 施設用地の賃貸借契約について、前回監査では正を指示されたにもかかわらず、予定価格の設定に係る積算、設計書が作成されていなかった。(浜田水産高校)

物品の管理が適当でないもの

借用物品の物品整理票が備えられていなかった。(益田教育事務所)

権限の行使が適当でないもの

施設の維持管理等に係る一件2千万円未満の各種業務委託契約については、教育長の権限を委任する規程第3条の規定により校長へ委任され、その契約の決定は校長の専決事項とされているにもかかわらず、事務長が決裁していた。(大田高校)

(13) 公安委員会

財産の使用許可が適当でないもの

国の地方機関に対する行政財産の使用許可に際して、地方財政法第24条及び地方財政再建特別措置法第24条第2項の規定による手続なしに使用料が免除されていた。(浦郷警察署)

(14) 人事委員会

指摘する事項はなかった。

(15) 監査委員

指摘する事項はなかった。

(16) 地方労働委員会

指摘する事項はなかった。

2 その他の事項

改善を要すると認められた軽微な事項については、該当する機関に対し文書又は口頭により注意した。

3 監査実施機関及び実施期日

別紙(1)、(2)のとおり

別紙(1)

平成15年度会計監査実施機関及び実施期日(本庁等)

(一般会計及び特別会計)

部等	監査実施機関	監査実施期日	部等	監査実施機関	監査実施期日	
政策企画局 (4)	政策企画監室	平成16年10月14日	商工労働部 (6)	商工政策課	平成16年8月6日	
	秘書課	平成16年8月6日		観光振興課	平成16年8月6日	
	広聴広報課	平成16年8月10日		産業振興課	平成16年8月5日	
	統計調査課	平成16年8月24日		企業立地課	平成16年8月9日	
総務部 (8)	総務課	平成16年8月24日		土木部 (13)	経営支援課	平成16年8月9日
	人事課	平成16年10月13日			労働政策課	平成16年9月1日
	職員課	平成16年8月31日	土木総務課		平成16年10月7日	
	財政課	平成16年10月13日	技術管理室		平成16年9月7日	
	税務課	平成16年8月10日	用地対策課		平成16年9月2日	
	管財課	平成16年8月23日	道路維持課		平成16年9月7日	
	営繕課	平成16年8月31日	道路建設課		平成16年9月7日	
	消防防災課	平成16年9月9日	高速道路推進課		平成16年8月31日	
地域振興部 (5)	地域政策課	平成16年9月1日	河川課		平成16年9月8日	
	市町村課	平成16年8月24日	斐伊川神戸川対策課		平成16年8月23日	
	情報政策課	平成16年8月23日	港湾空港課		平成16年9月9日	
	交通対策課	平成16年8月31日	砂防課		平成16年10月7日	
	土地資源対策課	平成16年8月31日	都市計画課		平成16年10月12日	
環境生活部 (7)	環境生活総務課	平成16年8月24日	下水道推進課	平成16年10月12日		
	人権同和対策課	平成16年9月1日	建築住宅課	平成16年10月12日		
	文化振興課	平成16年8月5日	出納局	平成16年10月12日		
	国際課	平成16年8月5日	企業業務局	平成16年7月13日		
	景観自然課	平成16年8月9日	議事事務局	平成16年9月8日		
	環境政策課	平成16年8月9日	教育委員会 (11)	総務課	平成16年10月12日	
	廃棄物対策課	平成16年8月24日		教育施設課	平成16年9月7日	
健康福祉部 (7)	健康福祉総務課	平成16年9月7日		高校教育課	平成16年9月1日	
	医療対策課	平成16年8月31日		義務教育課	平成16年9月1日	
	健康推進課	平成16年8月31日		保健体育課	平成16年10月7日	
	高齢者福祉課	平成16年9月7日		全国高校総体推進室	平成16年10月7日	
	青少年家庭課	平成16年9月2日		生涯学習課	平成16年9月8日	
	障害者福祉課	平成16年9月2日		人権同和教育課	平成16年9月1日	
	薬事衛生課	平成16年9月2日		文化財課	平成16年9月9日	
農林水産部 (11)	農林水産総務課	平成16年8月23日		古代文化センター	平成16年9月9日	
	農業経営課	平成16年8月6日	福利課	平成16年10月12日		
	生産振興課	平成16年8月5日	公安委員会	警察本部	平成16年10月7日	
	しまねブランド推進室	平成16年8月5日	人事委員会事務局	平成16年9月9日		
	畜産振興課	平成16年8月5日	監査委員事務局	平成16年9月8日		
	農村整備課	平成16年8月9日	地方労働委員会事務局	平成16年9月8日		
	農地整備課	平成16年8月9日				
	林業課	平成16年8月24日				
	森林整備課	平成16年8月10日				
	水産課	平成16年8月10日				
	漁港漁場整備課	平成16年8月24日	合計	79機関		

(注) 1 平成16年度の所属部局及び機関名より記載した。
 2 しまねブランド推進室は農林水産部に記載した。

別紙(2)

平成15年度会計監査実施機関及び実施期日(地方機関)

〔一般会計及び特別会計〕

部等	監査実施機関	監査実施期日	部等	監査実施機関	監査実施期日
総務部 (1)	県立大学	平成16年6月2日		松江工業高等学校	平成16年6月23日
地域振興部 (6)	隠岐支庁総務局	平成16年7月15日		大東高等学校	平成16年6月18日
	隠岐支庁農林局	平成16年7月16日		飯南高等学校	平成16年7月20日
	隠岐支庁空港建設局	平成16年7月16日		平田高等学校	平成16年7月27日
	川本総務事務所	平成16年7月21日		出雲工業高等学校	平成16年7月1日
	益田総務事務所	平成16年7月29日		出雲商業高等学校	平成16年7月28日
	中山間地域研究センター	平成16年7月20日		大田高等学校	平成16年7月20日
健康福祉部 (7)	木次健康福祉センター	平成16年7月1日		矢上高等学校	平成16年7月21日
	川本健康福祉センター	平成16年7月21日		江津工業高等学校	平成16年6月2日
	浜田健康福祉センター	平成16年6月3日		浜田高等学校	平成16年6月2日
	保健環境科学研究所	平成16年5月26日		浜田水産高等学校	平成16年6月3日
	出雲児童相談所	平成16年7月27日		益田産業高等学校	平成16年6月23日
	わかたけ学園	平成16年6月17日		吉賀高等学校	平成16年6月24日
	食肉衛生検査所	平成16年7月21日		津和野高等学校	平成16年6月24日
農林水産部 (16)	松江農林振興センター	平成16年5月26日		隠岐高等学校	平成16年7月16日
	安来地域農業普及部	平成16年5月26日		隠岐水産高等学校	平成16年7月16日
	家畜衛生部 (松江家畜保健衛生所)	平成16年5月26日		松江ろう学校	平成16年6月16日
	出雲農林振興センター	平成16年6月25日		出雲養護学校	平成16年6月18日
	家畜衛生部 (出雲家畜保健衛生所)	平成16年6月25日		浜田養護学校	平成16年6月2日
	浜田農林振興センター	平成16年6月3日		益田養護学校	平成16年7月28日
	家畜衛生部 (江津家畜保健衛生所)	平成16年6月3日	公安委員会 (17)	松江清心養護学校	平成16年6月16日
	しまねの味開発 指導センター	平成16年6月3日		江津清和養護学校	平成16年6月2日
	中海干拓営農センター	平成16年6月17日		松江緑が丘養護学校	平成16年6月16日
	花振興センター	平成16年6月18日		松江警察署	平成16年5月26日
	家畜衛生研究所	平成16年6月18日		安来警察署	平成16年7月1日
	種畜センター	平成16年6月17日		三成警察署	平成16年6月18日
	緑化センター	平成16年6月16日		木次警察署	平成16年7月1日
	水産試験場	平成16年6月3日		掛合警察署	平成16年6月17日
	内水面水産試験場	平成16年6月16日		出雲警察署	平成16年6月25日
	栽培漁業センター	平成16年7月15日		平田警察署	平成16年6月17日
	九州事務所	平成16年7月26日		大社警察署	平成16年7月1日
	益田高等技術校	平成16年6月23日		大田警察署	平成16年7月20日
	土木部 (3)	出雲土木建築事務所	平成16年7月28日		温泉津警察署
益田土木建築事務所		平成16年7月28日		川本警察署	平成16年7月20日
高規格道路事務所		平成16年5月26日		江津警察署	平成16年6月2日
教育委員会 (28)	益田教育事務所	平成16年7月29日		浜田警察署	平成16年6月3日
	生涯学習推進センター	平成16年5月26日		益田警察署	平成16年6月25日
	西部生涯学習推進センター	平成16年5月26日		津和野警察署	平成16年6月24日
	青少年の家	平成16年7月27日		西郷警察署	平成16年7月15日
	松江北高等学校	平成16年6月23日	合計	80機関	

(注) 1 平成16年度の所属部局及び機関名より記載した。

企 業 会 計

第1 監査の概要

1 監査の対象事務

平成15年度の企業会計（病院事業会計、電気事業会計、工業用水道事業会計、水道事業会計、宅地造成事業会計）に係る定期監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき財務に関する事務の執行が公正かつ効率的に行われているか否か、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的であるか否かについて実施した。

2 監査の実施方法

監査対象6機関の監査は実地監査とし、職員の調査結果及び監査資料等により事務処理の実態を調査し、機関の長から説明を受けた。

3 監査実施機関及び実施期日

監 査 実 施 機 関	監査実施期日
中 央 病 院	平成16年7月12日
湖 陵 病 院	平成16年7月12日
企 業 局 本 局	平成16年7月13日
企 業 局 東 部 事 務 所	平成16年7月13日
企 業 局 西 部 事 務 所	平成16年7月14日
企業局斐伊川水道建設事務所	平成16年7月13日

第2 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の結果、是正・改善を要する事項は、次表のとおり24件であった。
については、関係法令等を遵守し、適切な執行に努められたい。

(単位：件)

区 分	収入関係	支出関係	契約関係	財産関係	そ の 他	合 計
指 摘	0	0	2	1	1	4
指 示	3	0	6	3	1	13
注 意	0	0	2	3	2	7
合 計	3	0	10	7	4	24

2 指摘事項

(1) 中央病院

権限の行使が適当でないもの

予算の流用及び出雲医師会施設会費等の支出伺について、事務決裁規程により事務局長が決裁すべきところ、課長が決裁していた。

契約方法及び契約事務が適当でないもの

ケーブルビジョン利用契約について、省略根拠がないにもかかわらず、予定価格が設定されず、また、契約書が作成されていなかった。

(2) 湖陵病院

契約方法が適当でないもの

臨床検査委託契約について、予定価格の設定に係る積算、設計書が作成されていなかった。

財産の使用許可が適当でないもの

病院の浄化槽が、島根県社会福祉事業団が運営する「光風園」の汚水処理のために使用されているが、行政財産の使用許可手続がされていなかった。

(3) 企業局本局
指摘する事項はなかった。

(4) 企業局東部事務所
指摘する事項はなかった。

(5) 企業局西部事務所
指摘する事項はなかった。

(6) 企業局斐伊川水道建設事務所
指摘する事項はなかった。

3 指示事項の主なもの

(1) 収入事務

行政財産目的外使用許可に係る使用料等について、納入期限を過ぎて収入されたものがあった。
未収金の債権確保のための経過記録が不十分であった。

(2) 契約事務

白衣類の借上げ等で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約としたものについて、業者の選定根拠が不明確なものがあった。

複写機利用契約の機種選定理由が不明確であった。

放射性同位元素核種固定システム契約について、標準契約書に定められている契約保証金の条項が欠落していた。

(3) 財産管理事務

病院敷地の一部が分筆登記されているが、公有財産台帳に分筆登記に基づく土地の明細が整理されていなかった。

デジタルカメラが損傷したにもかかわらず、物品管理者へ損傷届書が提出されていなかった。

4 その他の事項

改善を要すると認められた軽微な事項については、該当する機関に対し文書及び口頭により注意した。

組織及び運営の合理化に資するための意見
(平成15年度会計定期監査結果報告添付意見)

本年度の意見

一般会計及び特別会計

- 1 各種協議会等の委員などに就任している教育職員に対する謝金について
- 2 施設・設備等の保守管理業務委託に係る積算基準及び入札参加資格等について
- 3 職員課、福利課の組織・業務の在り方について
- 4 産業廃棄物公共関与最終処分場の整備について
- 5 児童相談所の体制整備について
- 6 生産物売払収入の取扱について
- 7 島根県物産観光館の管理運営について
- 8 九州事務所の活用について
- 9 建設産業対策について
- 10 CALS/EC事業(公共事業支援統合情報システム)について
- 11 証紙取扱手数料の縮減について
- 12 収入未済額の縮減について
- 13 資金の管理・運用について
- 14 パソコンの単価契約について
- 15 公立高等学校の入学選抜について
- 16 教育職員の適正配置・異動について
- 17 専門高校の産業教育実習設備・機器の改善について

企 業 会 計

- 1 病院事業の運営について
 - (1) 中央病院
 - (2) 湖陵病院
 - (3) 病院全事業
- 2 電気事業の運営について
- 3 工業用水道事業の運営について
- 4 水道事業の運営について
- 5 宅地造成事業の運営について
- 6 企業局全事業の運営について

昨年度の意見

県におかれては、長引く景気の低迷による県税の大幅な減少や、いわゆる「地財ショック」の影響を踏まえ、本年10月に示された「中期財政改革基本方針」に沿った取組みを強力に推進されているところである。

この添付意見書は、監査の途上において気づいた組織・運営の合理化に資する意見を述べたものであり、今後の行財政運営に当たり留意をお願いするとともに、改善措置について検討されたい。

なお、昨年度の添付意見のうち、「評価できるもの」、「成果を見守るもの」、「今後改善が必要なもの」について末尾に掲げたので、これに留意の上、引き続き改善に努められたい。

本年度の意見

一般会計及び特別会計

1 各種協議会等の委員などに就任している教育職員に対する謝金について（人事課）

県が設置している各種協議会等の委員などに県職員が就任している場合、行政職員には謝金が支払われていないが、県立学校教育職員に対しては謝金が支払われているものがある。

勤務時間内に開催される協議会等については、県立学校（大学、短大を含む。）の常勤の教育職員である委員などに対する謝金は廃止されたい。

2 施設設備等の保守管理業務委託に係る積算基準及び入札参加資格等について（管財課）

適切な契約を行うために次の各事項について、検討されたい。

(1) 清掃業務委託設計等マニュアルの周知徹底について

平成11年度末に作成された「庁舎の清掃業務委託設計等マニュアル」について、各部局の中には当該マニュアルが十分活用されていない事例が見受けられる。

については、各部局において、清掃業務委託が適切になされるように、標準的な設計・積算の研修を行うなどマニュアルの周知徹底を図ること。

(2) 庁舎管理業務委託に係る設計・積算基準の作成について

庁舎関係の施設設備等の保守管理業務委託について、各部局においては適切な設計・積算基準がないため、安易に業者見積により特定業者と随意契約している事例が多く見受けられる。

平成15年度に、県庁舎に係る設備・機器の保守管理業務委託について、設計・積算のための基準である「保全業務積算の手引き」が作成されたところであるが、県庁舎以外にも適用できるようにその改訂を行うこと。

(3) 庁舎管理業務委託契約に係る競争入札参加資格の定めについて

庁舎管理業務のうち、清掃、機械警備等の5つの業務分野については、委託に係る競争入札参加資格を定めて入札されているが、それ以外の分野の庁舎管理業務委託では、入札参加資格の定めがないままに指名競争入札したり、安易に特定業者と随意契約している事例が多く見受けられる。

については、「保全業務積算の手引き」に記載されている各庁舎管理業務分野のうち、特に委託契約事例の多いものから、適宜、競争入札参加資格を定めること。

3 職員課・福利課の組織・業務のあり方について（人事課、職員課、教育庁総務課、福利課）

職員課の所掌事務の主要なものは、職員の福利厚生、労働安全衛生、恩給、地方職員共済組合、職員互助会等に関する事からである。

しかし、事業や業務の多くは共済組合や互助会等へ委託しており、直接執行業務は、恩給、公務災害補償、東京宿泊施設管理基金の管理及び職員会館の管理運営等である。

また、共済組合や互助会職員の一部は職員課職員が兼務しており、会計執行の上からも不自然な体制となっている。

については、人事課との統合も視野に入れ、共済組合、互助会との関係や事務局兼務のあり方など所掌事務全体の見直しを検討されたい。

福利課についても、職員課と業務執行の方法に多少の違いが見られるが、基本的にはその組織・業務の形態は同様であり、これについても見直しを検討されたい。

4 産業廃棄物公共関与最終処分場の整備について（廃棄物対策課）

公共関与の最終処分場については、廃棄物処理法の規定に基づき県内では松江地域、出雲地域、浜田・益田地域の3か所で整備される計画である。このうち出雲地域は既に平成14年4月に開業しており、その受け入れ廃棄物は全県を対象としている。

今後、残りの2施設の整備が具体的な日程に上ってくるところであるが、その整備に当たっては、リサイクル法施行後の廃棄物の状況及び3つの施設のバランスに配慮し、的確な需要予測をたてて事業推進に当たられたい。

また、その際、施設の経済的、効率的な管理運営を図る上から(社)島根県産業廃棄物協会との連携強化に努められたい。

5 児童相談所の体制整備について（青少年家庭課）

県内における児童虐待件数は、近年急激に増加するとともに、死亡事件も発生するなど内容面においても深刻な状況となっている。

現在、県内4か所の児童相談所においては、12名の児童福祉司と11名の心理判定員が相談等の業務に従事しているが、増加する事案に対応するには限界を超えていると考えられる。

については、相談業務に携わる職員の専門職としての制度化と人員体制強化を図られたい。

6 生産物売払収入の取扱について（地域政策課、農林水産総務課、高校教育課）

試験研究機関などや県立学校における試験研究や実習により生じた生産物について、市場に出荷しないものを売却し、その代金を県の収入としているが、売却単価の積算根拠が不明確であるもの、任意の団体等を介して売却しており実際の売却先と異なっているもの、売却代金が一時、団体で滞留しているものがある。

については、実勢価格を参考とするなど売却単価の積算根拠の明確化を図るとともに、売却から代金の回収までの事務処理の明確化、透明性の確保を図られたい。

7 島根県物産観光館の管理運営について（しまねブランド推進室）

島根県物産観光館は、観光の振興及び物産の展示等を行うために設置された地方機関であるが、現在、館長等県職員は配置されていない。

一方、県は、(社)島根県物産協会に対し物産観光館における物産の展示・斡旋及び観光案内を全面的に業務委託しているが、管理運営については委託していないにもかかわらず、実態的には当協会が管理運営を担っている状況にある。

については、県と協会との役割分担を明確化するとともに、行政機関である物産観光館の適切な管理運営のあり方について検討されたい。

8 九州事務所の活用について（商工政策課）

九州事務所は、九州各県への本県の窓口として、農産物の流通促進、観光振興、企業誘致、定住促進、県人会等への対応調整・企画運営など広範な業務に当たっているところである。

今後、特に観光分野においてその業務を充実し、100万都市である北九州市及び福岡市はもとより、当地域の交流が深くなっている東アジア地域をも視野に入れた本県の観光振興が図られるようその活動を充実・強化されたい。

9 建設産業対策について（健康福祉総務課、農林水産総務課、商工政策課、土木総務課）

公共事業削減に伴う建設産業対策については、建設業者等の経営基盤強化、経営合理化、新分野進出支援を柱に取り組んでいるところである。

とりわけ新分野進出については、市場可能性調査・研究への助成や新分野進出実践セミナーを実施するなど支援を行っている。

しかし、関係者が新分野進出の実行段階に入るとき、例えば制度融資の制度上の限界や本県農業振興計画の指定振興作目の限界等で困難を来す事例が見られる。

今後、更なる公共事業の削減が予定されている中、商工労働部、農林水産部、健康福祉部、土木部がより一層連携を深め、総合的な建設産業の支援体制を構築されたい。

10 CALS/EC事業（公共事業支援統合情報システム）について（技術管理室、出納局）

本事業については、現下の財政状況のもと費用対効果や運用経費の縮減を再検討する必要が生じ、早期のシステム導入が困難であるとされ、平成20年代前半の運用を目指すこととされたところである。

しかし、この事業は、もともと建設事業にとどまらず本県の物品調達業務全般へも拡張できる可能性を備えている。

今回、システム導入が延期されたことを契機とし、出納局と連携のうえ建設事業、物品調達業務双方に通ずる電子入札・電子納品制度の確立を図られたい。

なお、CALS/EC事業の適用範囲を拡大するため、随意契約の在り方を検討されたい。

11 証紙取扱手数料の縮減について（出納局、警察本部）

島根県収入証紙の売りさばき人が県から証紙を買い受けるときに、県は、当該証紙の額面金額の3.15%に相当する金額を取扱手数料として売りさばき人に交付しており、平成15年度には約4,200万円を交付している。

については、厳しい県の財政状況の中、証紙取扱手数料の縮減を図るため、特に証紙収入の大半を占める運転免許関係手数料について現金直納による収入方法を検討されたい。

12 収入未済額の縮減について（税務課、青少年家庭課、経営支援課）

平成15年度末の収入未済額は、総額22億7,536万円余となっており、そのうち多額であるものは、加算金を含め県税12億8,614万円余、中小企業近代化資金貸付金 5 億4,654万円余、母子・寡婦福祉資金貸付金 1 億6,915万円余である。

現在の厳しい県財政を考えると、県税等収入の確保は喫緊の課題であるが、現在進められている組織再編により債権回収が一段と困難になることが懸念されるので、適切な債権管理に努めるとともに、効率的かつ効果的な徴収対策を講じられたい。

13 資金の管理・運用について（出納局）

(1) ペイオフ対策について

平成17年 4 月からペイオフが全面的に解禁されることとなっている。

本年 8 月からは出納局で基金も含め一元的に資金運用を実施されているところであるが、現金が安全・確実に保管・管理されるようペイオフ対策に万全を期されたい。

(2) 資金運用利率について

出納局で実施されている資金運用について、証書借入と相殺の預託は随意契約により預託先、預託利率が決定されているが、同時期に入札により決定された利率に比べかなりな低率となっている状況がある。

については、証書借入相殺の預託における利率についても、直近の入札利率を考慮して決定するよう努められたい。

14 パソコンの単価契約について（出納局）

行政情報パソコンの購入については、情報政策課において各機関の購入台数をとりまとめ、年 3 回程度競争入札により単価契約を行っているが、それ以外に単独で情報政策課が契約した単価よりも倍以上高額な単価で購入している例が見受けられる。

パソコンの購入については、原則として単独購入が行われないう、情報政策課と連携の上、出納局において用品としての調達を検討されたい。

15 公立高等学校の入学選抜について（高校教育課）

「島根県公立高等学校入学選抜実施要綱」においては、各県立高校における入学希望者のうち、県外からの入学希望者については 4 名以内が学校現場の判断で入学許可できるとされているところである。

しかし、「県立」であるということにとらわれず、県立高校による地域の活性化という観点も踏まえ、特に、離島や中山間地域の県立学校においては、県外からの入学者の数について学校現場において柔軟な対応ができるよう検討されたい。

16 教育職員の適正配置・異動について（高校教育課、義務教育課）

本県教育職員の人事異動については、「島根県公立学校教育職員人事異動方針」に基づき、市町村立学校について

は平成12年度から「島根県市町村立学校教育職員人事異動方針細則」をもとに、また県立学校については平成15年9月に改訂された「島根県立学校教育職員人事異動方針細則」をもとに行われている。

しかしながら、一部の公立学校、とりわけ特殊教育諸学校や離島・中山間地域の諸学校において、中堅・ベテラン教員の配置や部活動指導教員の配置にバランスを欠いた学校運営を余儀なくされている事例が見られ支障を来している。

もともと、出雲地域、石見地域、隠岐地域それぞれの出身の教員構成がアンバランスであるという構造的な問題を抱えているところであるが、「出身」地域主義や「生活の本拠」主義の見直しや勤務年数のカウント方式はじめ、繁文縟礼に過ぎるそれぞれの「方針」・「細則」の見直しも含め、学校現場での教育職員の適正配置が可能となるよう検討されたい。

17 専門高校の産業教育実習設備・機器の改善について（教育施設課）

専門高校の産業教育実習に使用されている設備・機器の中には、かなり老朽化したものが見受けられる。

生徒が卒業し就職したときに、初めて見る設備・機器に戸惑うことがないように、最新技術の基礎的知識や技術の習得に必要な教育設備・機器を整備し、多様化した社会のニーズに適應できる人材を育成する必要がある。

については、厳しい財政状況の中ではあるが、例えば同一機器が多数あれば、少なくともそのうちの1台は最新鋭のものを導入する等いろいろと工夫を凝らし、学校で実習した技術ができるだけ即戦力として役立つような環境整備を図られたい。

企 業 会 計

1 病院事業の運営について(中央病院、湖陵病院)

(1) 中央病院

1) 診療科別原価計算の推進及び医師の人事評価制度の導入等について

「第1次経営健全化推進プラン」の中で平成15年度実施とした項目で取り組みがされていない診療科別原価計算の推進及び医師の人事評価制度の導入検討等については、速やかに検討のうえ実施されたい。

また、推進プランの実施(目標)年度の見直しを行い、可能な限り早期実施に努めるとともに、これらの効果を盛り込んだ中期的な収支見込みを立てられたい。

2) 診療科別コスト計算に基づく経営分析の活用について

統合情報システムの活用による診療科別コスト計算に基づく経営分析の活用を確立し、診療科全体を通じた診療業務の合理化を実施されたい。

3) 特命随意契約の見直し等による経費の節減について

委託契約や材料購入契約において、市場動向の調査や保守委託等に見られる特命随意契約の再検討等により、可能な限り競争入札を実施するなど競争原理を働かせ、さらなる経費の節減に努められたい。

4) 効率的な薬剤業務運営の検討による薬剤師の適正配置について

薬剤の院外処方の推進がされてきたが、一方、薬剤業務が服薬指導、薬歴管理業務など薬の適正使用を通じて患者の医療の質的向上と安全の確保を重視したものに变化しているなかで、薬剤師の人員配置はいかにあるべきか効率的な業務運営のあり方を考慮の上検討されたい。

(2) 湖陵病院

1) 第1次経営健全化推進プランの見直し及びその実行について

「第1次経営健全化推進プラン」は具体的方策を盛り込んだ内容となっていないので、人員体制を中心とした経費削減対策や増収対策、職員の意識改革等に関し、県計画を踏まえ具体的な金額・数値目標を設定し、早急に取り組みされたい。

2) 長期在院患者の退院促進及び福祉関係機関等との連携による社会復帰対策の推進について

平成15年度の平均在院日数で3年以上の入院患者が44.2%となっているので、今後も新規入院患者の長期化の防止と長期在院患者の退院促進に向けた努力を継続されたい。

また、長期在院患者の早期退院・社会復帰対策については、地域の福祉関係機関等との更なる連携のもと就労、復職、復学等につながるよう努められたい。

3) 新病院の病床数を考慮した職員の新たな配置計画の策定について

新病院の病床数を考慮した職員の新たな配置計画を策定し、今後、病床・病棟数の減少に合わせて、職員の定数削減を計画的・段階的に行われたい。

4) PFI導入の効果を活かした新病院の経営計画の樹立について

新病院建設後は病床数の減少に加え、企業債の償還金、運営経費の増大等が予想される。また、一般会計からの負担のあり方も見直されるなど厳しい状況を踏まえ、償還計画や数値目標を設定しPFI導入の効果を考慮に入れ、収支計画を含めた具体的な新病院の経営計画を早急に樹立されたい。

5) PFI方式導入による新病院建設における受注事業者等との連携強化について

PFI方式による新病院建設にあたっては、限られた予算の中、現場の意見を充分尊重し患者の立場に立った機能を備えるよう、事業者と緊密に連携するとともに外部の意見も聞きながら進められたい。

(3) 病院全事業

1) 第二次経営計画の策定について

病院事業においては、平成15年度に「第一次経営健全化推進プラン」により経営健全化に取り組んできたが、今後、地方交付税等の大幅な削減により、県の財政状況が益々厳しくなる中で、更なる経営努力が求められている。

については、今後、病院の課題である職員の定数削減、部門別原価計算の推進等に更に積極的に取り組み、単年度の資金収支の均衡が図られるよう、第二次経営健全化計画を早急に策定されたい。

2) 未収金対策の推進について

医療費の未収金については両病院とも、長期滞納金が年々累増し、病院では対応要綱の策定や対策チームの編成等を行い電話督促や連帯保証人の設定等により未収金収納対策に努めているが、依然として長期滞納金は減少していない。

については、両病院の共通の課題として滞納者個々の実態把握に努めるなど実効性のある未収金対策に取り組まれたい。

3) 特殊勤務手当の見直しについて

平成15年度は、行政改革の中で諸手当の見直しに取り組み、医師手当については改善されたが、その他病院業務従事手当等の特殊勤務手当についても、その必要性、支給額等について検討されたい。

4) 定員削減計画の策定による事務事業の効率化の推進について

新行政システム推進計画の中で、中央病院においても平成16年度に臨床検査技師や医療技術員などの削減が行われた。

しかしながら、中央病院は更なる経営の安定化のために、湖陵病院は新病院開院を控え、定員削減による経費節減は必要であるので、調理業務の外部委託を含め、業務の効率化・事務事業見直し等により、定員削減計画を策定し積極的に取り組まれたい。

2 電気事業の運営について(企業局)

(1) 適正な次期売電価格の設定について

今後とも電気事業を取り巻く環境は厳しさを増すものと予想されるので、事務事業の改善など徹底したコスト削減を行い、経営の効率化に努めるとともに、次期(平成17・18年度)売電価格が本年度中に決定される見込みであるが、適正な利益の確保を目指して積極的に働きかけられたい。

(2) 「洛中洛外図屏風」の賃貸額について

企業局40周年記念事業として地域振興に寄与することを目的に購入した「洛中洛外図屏風(誓願寺本)」を島根県立美術館に有償で貸し出し展覽に供しているが、県民に還元するという購入の趣旨に照らし、有償、無償を含めその適正なあり方について検討されたい。

3 工業用水道事業の運営について(企業局)

(1) 稼働中の施設の売水率向上について

稼働中の施設については、売水率の向上と一層の経営の効率化、合理化が図れるよう引き続き努力する必要があるが、既存企業からの新たな需要を掘り起こすなど、民間団体等の協力も得て需要増に向けたあらゆる努力を傾注すること。

このため、知事部局と一体となって新たな水需要につながる企業の誘致戦略を検討されたい。

(2) 的確な需要予測に基づいた公営企業としての適切な事業計画の策定及び事業の実施について

神戸川工業用水道建設事業は、平成23年度の供用開始に向けての事業計画を策定するとともに的確な需要予測に基づいた公営企業としての適切な事業計画を策定し事業を実施されたい。

4 水道事業の運営について(企業局)

(1) 施設の計画的な修繕、改良について

飯梨川水道事業は、順調な経営が続いているが、引き続き経営の効率化、合理化に努力しなければならない。その一方で、施設の老朽化、耐震化を含めた施設整備、河床の低下などの課題を抱えており、施設の改良・更新計画も見据えた経営を行われたい。

(2) 単価抑制と売水率向上について

江の川水道事業は、売水率の向上と単価抑制という大きな課題を抱えている。

このため、徹底した経費節減等単価低減につながる最大限の経営努力を行うとともに、売水率向上対策について

は、これまでも増して対策を講じられたい。

(3) 関係市町村の水需要に対応した適切な事業の実施について

建設中の斐伊川水道建設事業は、多額の投資を要する大規模事業であることから、割高な水道料金を招くおそれがあり、効率的な事業の遂行に努める必要がある。

そのため、一層の経費節減や適正な職員の配置などを行うとともに、関係市町村の水需要に対応した適切な事業実施を図られたい。

5 宅地造成事業の運営について（企業局）

(1) 江島工業団地の売却の促進について

江島工業団地の当年度末の分譲率は80.8%となっているが、41,474㎡が未売で残されているので、一層の売却の促進に向けて働きかけられたい。

(2) 旭拠点工業団地の分譲促進活動について

旭拠点工業団地については、他用途利用への働きかけが行われたが、今後とも知事部局及び地元自治体と連携して、一層の売却の促進に向けて働きかけを図られたい。

(3) 未処分利益剰余金の有効な活用について

未処分利益剰余金が、過去10年以上にわたって1億円を超える多額の資金が毎事業年度に処分されることなく翌年度に繰り越されてきているが、この有効な活用を図られたい。

6 企業局全事業の運営について（企業局）

(1) 「企業局あり方検討委員会（仮称）」の設置について

企業局の各事業の課題を整理し、そのあり方について、企業局経営計画策定会議で検討が進められているが、早急に外部の有識者を含めた「企業局あり方検討委員会（仮称）」を設置し、今後の企業局のあり方について抜本的な見直しを図られたい。

(2) 人件費総額の抑制について

本県においては、新行政システム推進計画の具体的取組として定員削減等が行われているが、企業局においてもその趣旨を踏まえ職員の定数削減など人件費総額の抑制について努力されたい。

(3) 業務手当の見直しについて

企業局においては、特殊勤務手当として業務手当（日額）が全職員に支給されているが、この手当の支給については引き続きその必要性、支給額等について検討されたい。

(4) 内部留保資金の活用について

企業債の償還については一部一般会計から毎年借り入れており、その借入金残高は67億円余に達しているが、一方、当年度末現在、企業局全事業合計で36億円余の内部留保資金を保有している。

については、可能な限り一般会計から借り入れることなくこの内部留保資金を活用されたい。

昨年度の意見

一般会計及び特別会計

- 1 次の事項については、改善措置（一部改善を含む。）がとられたことを評価するとともに、なお一層の推進を期待したい。
 - (1) パブリックコメントの実施について
 - (2) 郵券購入の適正化について
 - (3) 県立学校における学校徴収金処理の適正化について
- 2 次の事項については、現在改善が進行中であり、その成果を見守りたい。
 - (1) 定員管理の合理化について
 - (2) 技能労務職制の見直しについて
 - (3) 地方機関の在り方の検討について
 - (4) 獣医師の確保対策について
 - (5) 電算システム等の積算基準の設定及び発注の見直しについて
 - (6) 県産材の需要拡大と間伐材の利用促進について
 - (7) 浜田教育センターの充実について
 - (8) 県立学校における中退者の防止について
- 3 次の事項については、改善措置がなされていないもの、あるいは、改善がまだ不十分であると認められるので、引き続き改善を進められたい。
 - (1) 県立学校教育職員に対する謝金の見直しについて
 - (2) 駐車場使用料の徴収について
 - (3) 建設事業に係る特定財源の早期確保について
 - (4) 「島根県教育振興ビジョン」の地方分権化への対応について
 - (5) 学校授業料未納対策の適正化について

企 業 会 計

- 1 次の事項については、現在改善が進行中であり、その成果を見守りたい。
 - (1) 中期経営計画の策定及び全職員が一丸となった計画の推進について (中央病院)
 - (2) 特命随意契約の見直しによる競争原理の導入について (中央病院)
 - (3) 定員削減計画の策定とその推進による人件費の抑制について (中央病院、企業局全事業)
 - (4) 新病院開設に向けてPFI方式の効果が発揮できる経営計画の策定とその推進について (湖陵病院)
 - (5) 長期在院患者の早期退院促進について (湖陵病院)
 - (6) 県立病院の経営健全化計画について (病院全事業)
 - (7) 職員の経営感覚とコスト意識の醸成による意識改革について (病院全事業)
 - (8) 特殊勤務手当の見直しについて (病院全事業、企業局全事業)
 - (9) 中・長期経営計画の策定と事務事業の改善、効率化について (電気事業)
 - (10) 適正な次期売電価格（平成17・18年度）の設定について (電気事業)
 - (11) 隠岐大峯山風力発電所に係る当初計画見込みの利益の確保について (電気事業)
 - (12) 神戸川工業用水道事業に関して、的確な需要予測に基づいた事業計画の策定及び事業の実施について (工業用水道事業)
 - (13) 江の川水道事業に関して、単価抑制と売水率向上について (水道事業)
 - (14) 斐伊川水道建設事業に関して、関係市町村の水需要に対応した適切な事業実施について (水道事業)
 - (15) 知事部局や地元自治体と一体となった分譲促進活動の一層の推進について (宅地造成事業)
- 2 次の事項については、改善措置がなされていないもの、あるいは、改善がまだ不十分であると認められるので、引

き続き改善を進められたい。

- (1) 診療科別コスト計算に基づく経営分析及び診療業務の合理化について (中央病院)
- (2) 新病院開設に向けての職員数の計画的削減について (湖陵病院)
- (3) 病院及び地方機関敷地内の駐車場使用料の徴収について (湖陵病院、企業局全事業)
- (4) 職員宿舍敷地内の駐車場使用料の徴収について (病院全事業、企業局全事業)
- (5) 稼働中の施設の売水率向上と需要増等の県民に対する説明責任について (工業用水道事業)
- (6) 連結財務諸表、コスト計算書作成による県民への説明責任と経営改善への有効利用について (企業局全事業)

